

## 諮問事項第一の主たる論点について，第2回会議で示された意見等の概要

### 1 対象犯罪（第1の1前半）について

#### (1) 全般について

複雑な事件は刑事の裁判所が民事の裁判所に移送すれば足りるから，入り口の段階で対象犯罪を絞るのはよくない。

本制度が導入されることにより迅速な刑事裁判に対してどの程度影響が与えるのかの予測が困難であることからすると，当面は被害回復を一番図る必要性がある罪種に絞るのも一つの考え方ではないか。

刑事手続の成果を利用して簡易迅速に被害回復を図るという観点から合目的的に制度を設計するべきであると考えられ，その意味では，B案のような犯罪類型に絞って制度を設計するのがそれなりに合理的ではないか。

刑事裁判所の負担を考えると，簡易迅速な損害賠償の実現を図ることについて最も必要があると考えられる犯罪を対象とするという考え方はあり得る。間口を広げた上で不都合があるものについては民事裁判所の方へ移行すればよいという考え方もあるが，このように次々と移行させてしまうことが果たして本制度の趣旨にかなうのかという疑問もある。

被告事件は限定しない方が筋だと思うが，捜査，裁判への負担という現実的な問題もあるため，どこまで対象犯罪を絞るのが制度として妥当なのかという問題になると思われる。

意見陳述が利用されている罪種の被害者は刑事手続の進行に対して強い関心を持っていると思われるが，本制度の実効性を上げるためにも，被害者側で刑事手続についても十分関心を持っている罪種をまず対象にするべきではないか。

対象犯罪を限定した方が少なくとも当面うまくいくのではないかと考えているが，例えば全く争いが無いような軽微な事件に督促手続のようなものを設けることや，限定しない形で何らかもう一つ別の制度を設けるというような可能性があるのかどうかを少し検討すべきではないか。

B案は現実的な案ではあるが，被害者の救済という観点からすると，制度としてなかなか理屈がつかないのではないか。

多数の被害者がいる事件や，損害の算定等が困難な事案においては，刑事裁判の中で争っておかないと後になって不利になるという理由で，その争いが刑事裁判の持ち込まれ，刑事裁判が非常に重いものになってしまう。このような刑事裁判への影響と被害者のニーズとのバランスをとっているのがB案であると理解している。

#### (2) 業務上過失致死傷罪について

現在，民事訴訟を起こしている被害者の多くは交通事故の被害者であり，殺人事件等よりも交通事故の被害者の方が本制度を利用するのではないかとと思われる。

仮に交通事件は類型的に簡易迅速な処理になじまないというのであれば、危険運転致死罪も併せて除外すべではないか。

業務上過失致死傷に関する事件も、殺人や傷害というような生命、身体犯罪に関する事件もそれなりに事件が長期化しがちな難しい事件の一つであるところ、生命、身体犯罪に関する事件は、刑事事件の進行待ちで審理が長引いている場合が多く、その意味では刑事手続の成果を利用する本制度は、非常に効果的に機能し得ると思われる。他方で、業務上過失致死傷に関する事件は、例えば過失相殺の割合（被害者側の落ち度の認定の問題）や、損害論（後遺症の認定・評価の問題）等の審理に時間を要するため、本制度を設けてもプラスの要素として審理を余儀なくされる部分が結構大きいのではないかと思われる。

事件類型ごとの審理の在り方等を検討、研究したことがあるが、交通事故に基づく損害賠償請求は特殊な部分がある訴訟類型であり、その審理は、弁論準備手続に付する割合や和解による解決の比率が高く、一般の審理とは違って印象を持った。

実務の感覚で言うと、損害賠償請求をする被害者の圧倒的多数は交通関係の被害者であると思われ、これは、民事裁判における損害賠償請求がある意味実効的に機能しているということであると思われる。

### (3) 財産犯について

被害者が多数の大規模な詐欺事件についても対象にすると、起訴されていない余罪の部分はどうかという問題が必ず生じてくることになるのではないか。

被害者が多数の詐欺事件については、現実に立件できるのはごく一部であるところ、同じような立場にあるにもかかわらず立件できなかった被害者がこの制度を利用できないことになるのは問題であると思われる。一方で、捜査の範囲を広げることは、現実的に困難である。

## 2 訴訟物（第1の1の後半）について

刑事裁判で刑事責任が量刑の事情として認定された証拠に基づいて、最も単純明快に決められるような不法行為に基づく損害賠償債権を対象にするというのが合理的ではないかと当面考えている。

盗品の返還や謝罪広告等を求めるニーズもあるのではないか。

盗品の返還については、民事の返還請求権の行使という手順をとらずとも、刑事の被害品の還付で現実的には対処できるのではないか。

本制度と同様に簡易迅速な手続で第一段階の審理を行うこととされている督促手続、少額訴訟、手形訴訟等はいずれも金銭の支払請求というものを前提としており、物権的な請求権等は対象になっていないが、これはその後覆る可能性がある場合の原状回復の容易さを考慮して、金銭の支払請求に限定していると思われる。また、債務不履行に基づく損害賠償を認めることも論理的にはあり得ないではないと思うが、債

務不履行等を含めると、結局債務のもとになっている契約関係等についても審理の対象となり、刑事の審理対象とずれてくる幅が大きくなる可能性が大きいように思われる。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求ということで問題はないのではないか。

仮に、本制度において仮執行宣言を付することとすると、裁判が確定する前に民事執行による強制的な権利の実現ができてしまうということになるため、不当執行からの回復の容易さを考える必要があると思われる。金銭請求、とりわけ不法行為による損害賠償請求に限る方が簡明であり、また仮執行宣言との関係もうまく説明できるのではないか。

### 3 民事に関する審理の時期（第1の6）について

刑事裁判中に例外的に民事に関する審理を行うとすると、被害者を公判前整理手続等にも関与させておかないと審理がうまく進まないことになるのではないか。

鑑定人や証人が重ねて出廷できない場合というのは極めて例外的なケースであると思われるが、このような規定を設けないと、民事になって非常に困る事態が生じるのではないかと危惧している。

仮に証人尋問等を行うとすれば、いわゆる狭い意味の弁論をやって、争点整理をしなければならぬのではないか。

争点整理については、事前に補佐人、検察官、それから裁判所側と事実上法廷外でもどこでも打合せしておけばいいと思われる。

刑事の証拠法則に基づいて行われた証人尋問が証人尋問という形態としてそのまま民事の判断の証拠資料となるというのがやや違和感がある感じがする。どうしてもその後その人が出てこれないような事由がある場合には、その時点で民事の証拠保全の手続にのっとって証拠を保全しておけばよいのではないか。

証人や鑑定人に刑事事件で呼ばれなかった者については当然証拠保全になるだろうが、せっかく裁判所で尋問等が行われるのであるから、ついでにやらせてもらってもいいのではないか。

### 4 審理の方式（第2の1）について

簡易迅速に判断ができるという仕組みにするとすれば、任意的口頭弁論、要するに口頭弁論を開くこともできるけれども、審尋でも決定ができることとしておくことの方が融通がきくし、被害者保護にも資する場合が多いのではないか。

同様の理由で任意的口頭弁論で結構であると考えますが、審尋であるにしても、両当事者が立ち合うことができる期日において審尋を行うという仕組みにしておいた方が、仮執行宣言を付することが正当化しやすいのではないか。

## 5 刑事判決の拘束力（第2の3）について

刑事裁判をやった裁判官が、その刑事裁判の事件の記録を取り調べるという形式によって心証を引き継ぐというのが最も効率的なやり方であろうと考えられる。原因判決という形式を採ると、判決に書かれたもののどの部分に拘束力が及び、どの部分はそうでないかという細かな、しかしかなり複雑な法的な枠組みを新たに作って明晰にしないといけないという問題が生じるだろう。

原因判決として法的拘束力を持たせることは、被害者にとっても、これが有利にも不利にも拘束力を持つことになる。被害者にとっても原因判決という構成が必ずしも有利になるとは限らないのではないかと考える。

原因判決として法的拘束力を持たせることによって、刑事判決と矛盾するような被告人の主張を遮断することが可能になると思われる。なお、縮小判決がなされた場合の被害者の不利益については、移行権を行使すれば足りると考えている。

## 6 裁判の方式（第2の4）について

審理の方式を必要的口頭弁論とすれば判決となり、任意的口頭弁論とすれば決定となることについて異論はなかった。

## 7 当事者の移行権（第3の2）について

刑事判決の前後又は第一回口頭弁論の前後では、異なる考慮が必要なのではないかと考える。

## 8 不服申立て（第4）について

裁判の方式を決定とした場合には異議申立ての方法によろうが、一定の回数以内の期日において審理を終結しなければならないという規律を設けるとすると、裁判の方式を仮に判決とした場合であっても、少額訴訟等あるいは手形訴訟等のように、それに対する申立ては異議の方法によるべきではないかと考えている。

本手続において証拠制限が特にないとすると、裁判の方式を判決とした場合には、異議で第一審からやり直すという仕組みにはやや疑問がある。

きちんとした手続で判決をするのが原則であり、私訴被告が特に争わないと場合には決定でもいいのではないかと思われる。判決の場合には控訴になり、決定の場合には異議になると考えられるが、結局、判決と決定のいずれの手続も必要になることになるのではないのか。

結論的には決定手続にすべきであると考えているので異議で良いと思われるが、判決の場合であっても、当事者は審理を尽くして、期日を重ねて攻撃防御をしたいと思うことは当然あるにもかかわらず、原則として3回で審理を終結しなければならないという義務が課された上での審理がなされることを考えれば、不服申立ての方式とし

ては、異議によりもう一回第一審を保障しなければならないと考えられる。

「あすの会」の要綱では、上訴審に移審すると、第一審の刑事判決は原因判決ではなくなるという仕組みをとっているが、そうすると、第一審においてそもそも争う機会を加害者、被害者ともに喪失してしまうということになり、審級の利益が問題になるのではないのか。この刑事判決の原因判決制をどこまで認めるかという観点からも異議申立ての方が適当なのではないか。

控訴となれば控訴審の印紙代が必要となるが、現在の民事訴訟より手続保障が十分でないのであれば、そのあたりも考えておかなければならないのではないか。